

滋賀県感染症予防計画の改定および 大津市感染症予防計画の策定について

令和5年7月6日

滋賀県健康医療福祉部 健康危機管理課

大津市健康保険部保健所 保健予防課

予防計画の充実

感染症法第10条(予防計画)令和6年4月1日施行

都道府県は、**基本指針に即して**、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(予防計画)を定めなければならない。

予防計画の記載事項

新	旧
一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	(新設)
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	(新設)
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
七 第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)

新	旧
九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項	(新設)
十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	(新設)
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)
十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項	三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

※保健所設置市については、第1号、第3号、第5号、第8号、第10号、第11号及び第12号並びに病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項について予防計画を作成する(第2号、第7号は任意)。

- 感染症法上、
予防計画の記載事項は9項目追加
3項目→12項目
- 基本指針上、
予防計画の記載事項は9項目追加
7項目→16項目

改定にあたって

- 平成12年3月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第10条の規定に基づき計画を定め、感染症対策を実施
- 「結核に関する特定感染症予防指針」の改正（平成23年5月）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の制定（本年5月）等を踏まえて改定

第1 感染症の予防の推進の基本的な事項

- 事前対応型行政の構築
- 感染症対応の基本的な方向
→ WHO国際保健規則に従い情報収集・評価・報告
- 県民一人ひとりに対する感染症の予防・治療に重点を置いた対策、
- 人権の尊重
- 健康危機管理の観点に立った迅速・的確な対応
- 県等の役割、
- 市町の役割、
- 県民の役割
- 医師等の役割、
- 獣医師等の役割
→ 獣医療関係者、動物取扱業者の責務
- 予防接種

第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- 基本的な方向、
- 感染症発生動向調査
- 結核に係る定期の健康診断
→ 市町、事業者の報告に対して必要な指示
- 食品衛生対策・環境衛生対策との連携
- 各関係機関・団体との連携、
- 保健所・衛生科学センターの役割分担と両者の連携

第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

- 基本的な方向、
- 健康診断、就業制限・入院
- 感染症診査協議会、
- 消毒等の措置、
- 積極的疫学調査、
- 食品衛生対策との連携、
- 環境衛生対策との連携、
- 各関係機関・団体との連携

第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

- 基本的な方向、
- 感染症指定医療機関の整備
→ 第二種感染症病床を2増床（湖南圏域）

圏域名	医療機関の名称	病床数
大津	大津市民病院	6
湖南	済生会滋賀県病院	6
甲賀	公立甲賀病院	4
東近江	近江八幡市立総合医療センター	4
湖東	彦根市立病院	4
湖北	長浜赤十字病院	4
湖西	高島市民病院	4

③結核に係る医療の提供

医療機関の名称	結核病床	モデル病床
大津市民病院	10	—
○社会保険滋賀病院	10 (休床27)	—
公立甲賀病院	—	2
○国立病院機構滋賀病院	16	4
彦根市立病院	10	—

→ ○印の「中核的な病院」を中心に医療体制を整備

- 結核指定医療機関を指定
- ④患者移送の体制、
- ⑤感染症に係る医療の提供
- ⑥各関係機関・団体との連携

第5 感染症・病原体等に関する調査、研究に関する事項

- 基本的な方向、
- 県等における感染症に関する調査、研究の推進、
- 各関係機関・団体との連携

第6 病原体等の検査実施体制・検査能力の向上に関する事項

- 基本的な方向、
- 病原体等の検査の推進
- 検査情報の収集・分析・公表の体制構築
- 各関係機関・団体との連携

第7 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項

- 基本的な方向、
- 県等における人材の養成
- 医師会等における人材の養成
- 各関係機関・団体との連携

第8 感染症に関する啓発・知識の普及、感染症患者等の人権の尊重に関する事項

- 基本的な方向、
- 啓発・知識の普及、患者等の人権の尊重のための方策、
- 関係各機関との連携

第9 緊急時における感染症の発生の予防・まん延防止、医療の提供のための施策に関する事項

- 基本的な方向
→ 一類・二類感染症の対策をマニュアル等で規定
→ 新型インフルエンザ等対策行動計画を策定
→ 新感染症の発生時は、国に協力を求めて対応
- 緊急時の感染症発生予防・まん延防止
→ 新型インフルエンザ出現時の監視体制の強化
→ 緊急時の積極的疫学調査、情報収集と提供
→ 医療関係者への協力要請、迅速・的確な対策
→ 国との十分な連携、協力による対策
→ 検査機関職員等の派遣、感染防止に協力
→ 新感染症等の場合、国に専門家の派遣要請
- 緊急時の医療提供
→ 一般医療機関への緊急避難的な患者入院
→ 必要な医薬品の備蓄・確保
- 緊急時の国との連絡体制
- 緊急時の地方公共団体相互間の連絡体制
- 緊急時の関係団体等との連絡体制

第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- 施設内感染の防止、
- 災害時の感染症対策
- 動物由来感染症対策、
- 外国人に対する適用

「滋賀県感染症予防計画」の骨子案(検討中資料)



予防計画の概要

- 平成11年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が公布・施行され、本県では同法第10条に基づく「滋賀県感染症予防計画」を定め、施行。
- 平成25年3月に改定(結核医療体制の整備、緊急時(一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症または新感染症の患者が発生し、またはまん延のおそれが生じた場合等)における感染症対策の強化)
- 今回の改定内容は、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、平時より感染症の発生時やまん延時に迅速かつ的確に対応できるように、医療提供体制、検査体制、保健所体制や宿泊療養施設の確保等について、定めておくもの。

充 基本指針改定により、内容が充実

新 基本指針改定により、新規追加

3 少なくとも3年以内に再検討

6 少なくとも6年以内に再検討

下線部分は
今回改定により
「新規追加」又は
「大きく変更」部分

第1 予防の推進の基本的な方向 **充** **6**

- 事前対応型行政の構築(都道府県連携協議会でPDCAサイクルに基づく改善)
- 県民個人個人に対する感染症の予防および治療に重点を置いた対策
- 人権の尊重
- 健康危機管理の観点に立った迅速かつ確かな対応
- 県・大津市の果たすべき役割
 - ① 基本的事項
 - ② 都道府県連携協議会の役割
 - ③ 都道府県と保健所設置市の連携
 - ④ 衛科Cの位置付け、体制整備、人材育成
 - ⑤ 平時・公表期間の対応方針
 - ⑥ 公表期間の体制移行
 - ⑦ 県内市町(保健所設置市以外)の協力

第2 予防及びまん延の防止のための施策 **充** **6**

- ① 予防のための施策(総論)
 - ① 予防のための施策の考え方の整理
 - ② 発生動向調査のための体制の構築
 - ③ 結核に係る定期的健康診断の対象者の選定等の実施
 - ④ 予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策の連携
 - ⑤ 県等や専門職能団体や高齢者施設等関係団体との連携
 - ⑥ 保健所および衛科Cの体制強化
 - ⑦ 保健所間の連携
 - ⑧ 検査所との連携
- ② まん延の防止のための施策(総論)
 - ① 対人措置及び対物措置を実施する際の留意点や関係機関の連携
 - ② 積極的疫学調査(罰則規定の説明)
 - ③ 新感染症の発生時の対応

第3 情報の収集、調査及び研究 **充** **6**

- (1) 県・大津市・保健所・衛科Cの情報収集
- (2) 発生届および積極的疫学調査のICT化、入院・退院・死亡の報告ICT化

第4 検査実施体制及び検査能力の向上 **充** **3**

- (1) 基本的な考え方(地衛研と民間検査機関の連携等)
- (2) 地衛研と保健所の役割分担
- (3) 地衛研の体制整備
- (4) 民間検査機関との検査等措置協定
- (5) 検査手法

第5 医療提供体制の確保 **充** **3**

- (1) 感染症にかかる医療提供の考え方
- (2) 一種指定・二種指定・一種協定・二種協定の整備目標
- (3) 医療措置協定
 - ① 入院体制
 - ② 外来診療体制
 - ③ 自宅療養者等への医療提供体制
 - ④ 後方支援病院
 - ⑤ 医療人材の派遣
 - ⑥ PPE備蓄
- (4) 医薬品の備蓄又は確保
- (5) 一般医療機関の感染症患者に対する医療提供
- (6) 医師会等の医療関係団体、高齢者施設等関係団体等との連携

第6 移送体制の確保 **新** **6**

- (1) 移送にかかる人員体制(地方公共団体内の役割分担)
- (2) 消防機関との役割分担および連携(協定)並びに民間事業者等への業務委託(協定)
- (3) 新興感染症発生時の移送体制

第7 医療提供体制等の確保に係る目標値 **新** **6**

- (1) 入院の確保病床数 **医療提供体制部分**
- (2) 発熱外来の確保医療機関数
- (3) 外出自粛対象者への医療提供可能な医療機関数(病院数・診療所数・薬局数・訪問看護事業所数)
- (4) 後方支援病院数
- (5) 人材派遣の確保人数
- (6) (1)(2)(3)の内、PPEの備蓄を十分に行う医療機関数
- (7) 検査の実施件数、衛科Cの検査機器数
- (8) 宿泊施設の確保居室数
- (9) 医療従事者や保健所職員の研修・訓練回数
- (10) 保健所の人員確保数、IHEAT要員の確保数

第8 宿泊施設の確保 **新** **3**

- (1) 民間宿泊施設の確保(協定)と公的施設の活用(高齢者用含む)
- (2) 保健所設置市との役割分担

第9 外出自粛対象者の療養生活の環境整備 **新** **3**

- (1) 健康観察を行う人員体制(委託含む)
- (2) 健康観察や生活支援等における市町並びに関係機関・団体との連携
- (3) 宿泊施設運営に要する人員体制

第10 県による総合調整 **新** **6**

- (1) 県知事の総合調整・指示(CC設置含む)
- (2) 関係機関等との情報共有

第11 感染症対策物資の確保 **新** **3**

県等の個人防護具等の備蓄又は確保

第12 啓発・普及・人権尊重 **新** **6**

- (1) 差別や偏見の排除、正しい知識の普及
- (2) 情報の流出防止等
- (3) 県等の関係部局の連携方策
- (4) 国、他都道府県、医療関係団体、報道機関等の連携方策

第13 人材の養成および資質の向上 **新** **3**

- (1) 県実施の保健所職員向け研修の計画
- (2) 上記研修修了した職員活用の計画
- (3) 県・保健所設置市の訓練の実施
- (4) IHEATに関する事項
- (5) 指定医療機関及び医師会等との連携

第14 保健所の体制確保 **新** **3**

- (1) 人員体制
- (2) 感染症対応における保健所業務と体制
- (3) 応援派遣やその受入れに係る事項
- (4) 関係機関との連携

第15 緊急時対応 **3**

- (1) 緊急時の医療提供体制(初動措置の実施体制の確立)
- (2) 緊急時における国との連絡体制
- (3) 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制
- (4) 国および地方公共団体と関係団体との連絡体制
- (5) 国または他の地方公共団体からの派遣職員・専門家の受援体制
- (6) まん延防止するための情報の収集・分析および公表

第16 その他予防に関する重要事項 **充** **6**

- (1) 施設内感染の防止
- (2) 災害防疫
- (3) 動物由来感染症対策
- (4) 外国人対応
- (5) 薬剤耐性対策

感染症法予防計画と医療法医療計画

予防計画と医療計画の整合性の確保に関する条文

感染症法【令和6年4月1日施行】（抄）

（予防計画）

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。）を定めなければならない。

2～7 （略）

8 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するに当たっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

9～19 （略）

医療法【令和6年4月1日施行】（抄）

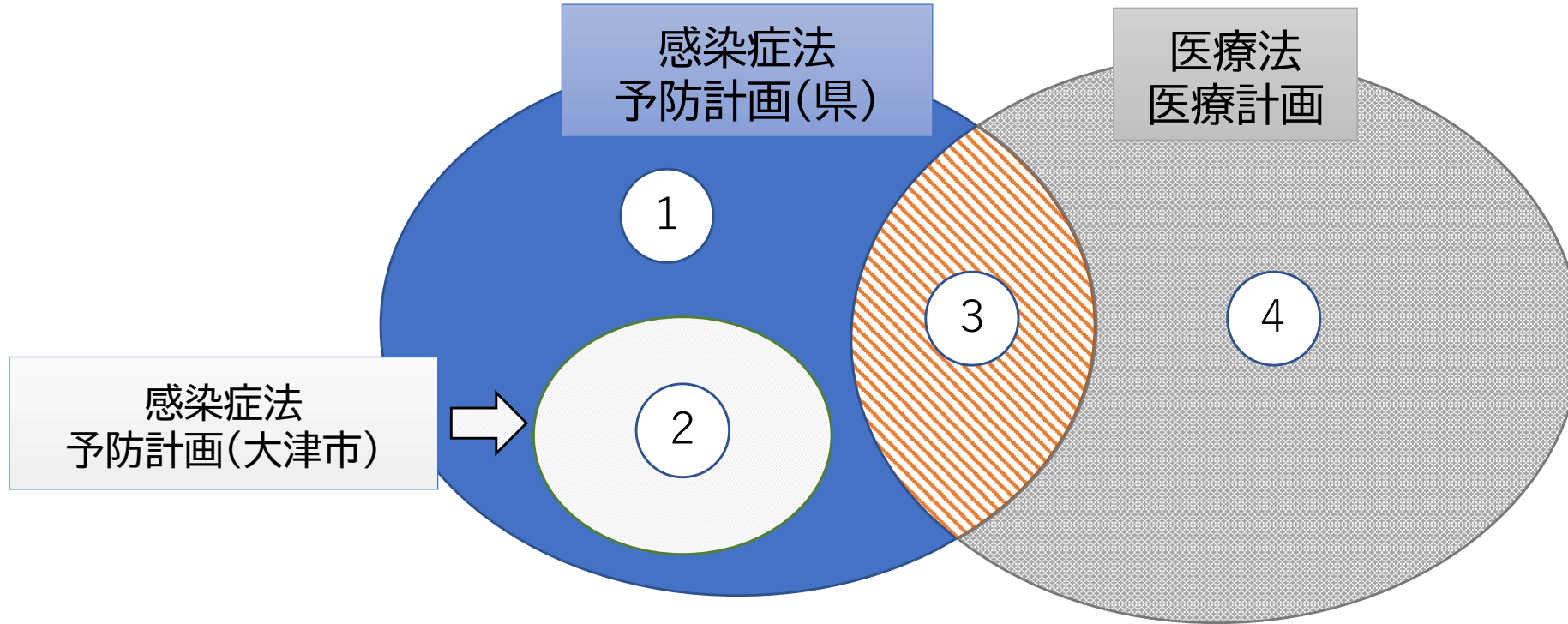
第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2～12 （略）

13 都道府県は、医療計画を作成するに当たっては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第四条第一項に規定する都道府県計画及び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十条第一項に規定する予防計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七条第一項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

14～18 （略）

医療計画との関係図



※上図は厚生労働省の資料より県が作成

- ① 検査体制(民間検査機関)、宿泊療養施設の確保、移送体制、人材育成、保健所体制等
- ② 大津市(保健所設置市)の検査体制、移送体制、人材育成、保健所体制等
- ③ 感染症医療提供体制(※基本的に全て協定で対応)【骨子案の第5・第7の一部】
(確保病床数、発熱外来医療機関数、自宅・宿泊療養施設・高齢者施設の療養者等への医療提供体制(医療機関数)、後方支援病院数、派遣可能医師・看護師数など)
- ④ 感染症以外の通常医療提供体制

大津市感染症予防計画の策定について

感染症法第10条(予防計画)令和6年4月1日施行

14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

予防計画の記載事項

新	旧
一 地域の实情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項	一 地域の实情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
二 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	(新設)
三 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	(新設)
四 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
五 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	(新設)
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	(新設)
七 第四十四条の三第二項又は第五十条の三第二項に規定する宿泊施設の確保に関する事項	(新設)
八 第四十四条の三の二第一項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は第五十条の三第一項に規定する新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	(新設)

新	旧
九 第六十三条の三第一項の規定による総合調整又は第六十三条の四の規定による指示の方針に関する事項	(新設)
十 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	(新設)
十一 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	(新設)
十二 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項	三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

※保健所設置市については、第1号、第3号、第5号、第8号、第10号、第11号及び第12号並びに病原体等の検査の実施体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項について予防計画を作成する(第2号、第7号は任意)。

- 改正法で、保健所設置市は、予防計画の策定を義務化
- 改正法で、保健所設置市の記載事項は任意事項も含め10項目
- 基本指針上、予防計画の記載事項(任意事項も含め)13項目
次頁骨子案

「大津市感染症予防計画」の骨子（案）

予防計画の概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第9条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に即して、本市における感染症対策の総合的な推進を図るための基本計画を策定する。

第1 予防の推進の基本的な方向

任意

- (1) 事前対応型行政の構築
- (2) 市民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- (3) 人権の尊重
- (4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- (5) 市の果たすべき役割
 - ① 基本的事項
 - ② 都道府県連携協議会への参画
 - ③ 都道府県との連携
 - ④ 感染症発生時の体制整備

第2 予防及びまん延の防止のための施策

- (1) 予防のための施策
 - ① 感染症の発生の予防のための施策
 - ② 感染症発生動向調査
 - ③ 結核に係る定期的健康診断
 - ④ 食品保健対策との連携及び環境衛生対策との連携
 - ⑤ 県、専門職能団体及び高齢者施設等関係団体との連携
 - ⑥ 県等との連携体制強化
- (2) まん延の防止のための施策
 - ① 患者発生後の対応時の対応
 - ② 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院勧告
 - ③ 感染症の診査に関する協議会
 - ④ 消毒その他の措置
 - ⑤ 積極的疫学調査
 - ⑥ 食品保健対策との連携及び環境衛生対策との連携
 - ⑦ 県、専門職能団体及び高齢者施設等関係団体等と連携

第3 情報の収集、調査及び研究

任意

発生届及び積極的疫学調査のICT化、入院・退院・死亡のICTによる報告等

第4 検査実施体制及び検査能力の向上

- (1) 基本的な考え方
- (2) 地方衛生研究所と保健所の連携
- (3) 民間検査機関及び医療機関との検査等措置協定

第5 移送体制の確保

- (1) 移送にかかる人員体制
- (2) 消防機関との連携並びに民間事業者等への業務委託
- (3) 新興感染症発生時の移送体制

第6 検査体制の確保等に係る目標

- (1) 目標設定に係る基本的な考え方
- (2) 検査体制に関する数値目標
- (3) 保健所職員等の研修・訓練に関する数値目標
- (4) 保健所体制整備に関する数値目標

第7 宿泊施設に関する事項

任意

- (1) 県との役割分担
- (2) その他宿泊施設等に関すること

第8 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- (1) 健康観察の体制整備
- (2) 健康観察や生活支援等における県並びに関係機関・団体との連携
- (3) 施設等との連携及び感染防止対策の推進

第9 啓発・普及・人権尊重

任意

- (1) 差別や偏見の排除、正しい知識の普及
- (2) 情報の提供及び相談対応
- (3) 個人情報の保護
- (4) 国、他都道府県、医療関係団体、報道機関等との連携方策

第10 人材の養成及び資質の向上

- (1) 研修会への参加及び講習会の実施
- (2) 関係機関及び関係団体との連携
- (3) IH-EATの活用及び実践的な訓練の実施

第11 保健所の体制確保

- (1) 感染症対策の中核機関としての役割
- (2) 感染症対応における保健所業務と体制整備
- (3) 応援派遣やその受入れに係る事項
- (4) 関係機関との連携

第12 緊急時対応

- (1) 地方公共団体相互間の連絡体制
- (2) 関係団体との連絡体制
- (3) 緊急時の情報提供

第13 その他予防に関する重要事項

- (1) 施設内感染の防止
- (2) 災害防疫
- (3) 動物由来感染症対策
- (4) 外国人対応